

## 出店条件

### 1. キッチンカーの出店者

- 令和7年3月●日付で締結した「都市公園におけるキッチンカー出店に関する基本協定書」に基づき \_\_\_\_\_ の事業による出店者は、下記の条件を満たした者とする。

- ◆ 当該箇所で営業を認める営業許可証を有するもの
- ◆ 営業許可証の種類が自動車による飲食店営業であるもの
- ◆ 食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有するもの
- ◆ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができるもの
- ◆ PL保険に加入しているもの
- ◆ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないもの
- ◆ 国税及び地方税を滞納していないもの
- ◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないもの

### 2. 出店時間

- 出店時間は、本市が認める時間とする。

### 3. 出店範囲

- 出店範囲は、本市が認める都市公園の一部とする。

### 4. 営業品目

- 販売品目は、本市が認めるものとする。
- 販売価格は、社会通念上適正な価格設定のものとする。

### 5. 目的外使用の禁止

- 承認を受けた目的や内容と相違した出店は認めない。
- 公園利用者を営業の対象とし、公園内に向けた営業とする（道路に向けた営業は行わない）。

## 6. 設備の責任

- 原則、上水道など公園のインフラ設備の使用は認めない。ただし、公園内の既存設備状況及び公園利用者並びに周辺居住者への影響を鑑み、市がインフラ設備の使用を認めることが有効と判断した場合はこの限りではない。

## 7. 清掃

- 出店範囲とその周辺の清掃を定期的実施し、公園の良好な環境を保持する。
- 閉店後、出店範囲とその周辺の清掃を実施する。
- 出店範囲にゴミ箱を設置し、適正に処分する。

## 8. 安全管理

- 出店範囲又は出店に起因する事象の安全管理は \_\_\_\_\_ の責務とする。
- 出店範囲又は出店に起因する事象による事故等の損害は \_\_\_\_\_ が賠償する。

## 9. 火器

- 火器を使用する場合は、本市に事前に申し出るものとする。
- 火器を使用する場合は、消火器を設置することとする。
- 必要に応じて、豊中市消防局の手続きを行うこととする。

## 10. 苦情等の対応

- 出店に起因した周辺住民や利用者への苦情等の対応は、 \_\_\_\_\_ が主体となって、本市と協議しながら行うものとする。

## 11. 行為の禁止

- 出店の権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又はその権利を担保に供することはできない。
- 政治的又は宗教的な、勧誘活動及び普及宣伝活動等の行為
- 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する行為
- 本市との協議を経ずに行う営利を目的とした物品販売
- 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の行為
- 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第

58号)に規定する暴力団密接関係者(以下、「暴力団密接関係者」という。)の活動

- 上記の他、本市が公園利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

#### 12. 承認の取消

- 豊中市都市公園条例第11条の各号のいずれかに該当するときは、同条例第4条第1項の承認を取り消す場合がある。

#### 13. 報告の義務

- 出店範囲などの出店開始前と出店終了後の写真撮影を行い、本市がその提出を求めたとき、本市に提出しなければならない。

#### 14. 表示等の義務

- 出店範囲の公園利用者が目視できる箇所に、本市が指定した表示看板を設置するとともに、豊中市都市公園条例第4条第1項の承認を受けた書面を現地に所持しておかなければならない。

#### 15. その他

- 公園内の移動する場合は、ハザードランプを点滅し、最徐行するものとする。
- 公園内を移動する場合以外は、原則、エンジンをきるものとする。
- BGMなどの放送は、公園利用者、周辺の通行者及び近隣住民の苦情がない範囲とする。
- 公園の鍵の貸出と返却については、本市の指示によるものとする。
- 豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例第9条により公園内は禁煙とする。